

令和7年9月12日
島根県総務部人事課
課長 飯塚 修司
課長補佐 川島 輝紀
電話番号 0852-22-6125

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

1 該当職員

- (1) 所属 本庁
(2) 職位 主任級
(3) 年齢 46歳
(4) 性別 男性

2 事案の概要

当該職員は、令和7年6月15日（日）午前10時30分ころ、松江自動車道において、指定速度70km/hのところを120km/hで走行し、50km/hの速度超過により道路交通法違反で検挙され、7月11日（木）に運転免許停止90日間の行政処分を、同月16日（火）に罰金8万円の略式命令を受けた。

3 処分内容

減給 1/10 1月

4 発令日

令和7年9月12日

5 処分理由

職員の行った行為は、県民の県行政に対する信用を損なう行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳しく処分した。

6 その他

服務規律の確保について、全所属長に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行う。